

★個人利用料金

施設名	区分	券種等	令和3年（2021年）4月1日からの新料金		3/31までの 料金			
A利用券 回数券・期間券は、総合体育館（トレーニング室を除く）、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能	A利用	個人利用	1回券	一般	200	160		
				一般（障害者）	100	—		
				高校生	200	160		
				高校生（障害者）	100	—		
				小・中学生	100	80		
				小・中学生（障害者）	50	—		
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	200	—		
			11回券	一般	2,000	1,600		
				一般（障害者）	1,000	—		
				高校生	2,000	1,600		
				高校生（障害者）	1,000	—		
				小・中学生	1,000	800		
				小・中学生（障害者）	500	—		
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	2,000	—		
			3か月券	一般	2,680	2,140		
				一般（障害者）	1,340	—		
				高校生	1,980	1,580		
				高校生（障害者）	990	—		
				小・中学生	1,340	1,070		
				小・中学生（障害者）	670	—		
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	1,340	—		
			6か月券	一般	4,680	3,740		
				一般（障害者）	2,340	—		
				高校生	3,450	2,750		
				高校生（障害者）	1,730	—		
				小・中学生	2,340	1,870		
				小・中学生（障害者）	1,170	—		
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	2,340	—		
			12か月券	一般	8,030	6,420		
				一般（障害者）	4,020	—		
				高校生	5,930	4,740		
				高校生（障害者）	2,970	—		
				小・中学生	4,020	3,210		
				小・中学生（障害者）	2,010	—		
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	4,020	—		
					1回券	一般	360	320
						一般（障害者）	180	—
						高校生	360	320
						高校生（障害者）	180	—
						中学生	180	160
						中学生（障害者）	90	—
						満65歳以上の者（障害者を除く。）	360	—
3か月券	一般	4,820			4,280			
	一般（障害者）	2,410			—			
	高校生	3,560			3,160			
	高校生（障害者）	1,780			—			

施設名	区分	券種等	令和3年（2021年）4月1日からの新料金		3/31までの料金				
B利用券 期間券は、総合体育館（トレーニング室を含む）、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能を含む	B利用	個人利用	中学生	中学生	2,410	2,140			
				中学生（障害者）	1,210	—			
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	2,410	—			
			6か月券	一般	8,480	7,540			
				一般（障害者）	4,240	—			
				高校生	6,190	5,500			
				高校生（障害者）	3,100	—			
				中学生	4,240	3,770			
				中学生（障害者）	2,120	—			
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	4,240	—			
			12か月券	一般	14,440	12,840			
				一般（障害者）	7,220	—			
				高校生	10,650	9,470			
				高校生（障害者）	5,330	—			
				中学生	7,220	6,420			
				中学生（障害者）	3,610	—			
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	7,220	—			
			アクアパーク	50mプール	個人利用	1回券	一般（高校生以上）	500	430
							中学生以下、障害者（高校生以上）	250	220
							障害者（中学生以下）	130	—
							満65歳以上の者（障害者を除く。）	500	—
3か月券	一般（高校生以上）	5,850				5,030			
	中学生以下、障害者（高校生以上）	2,930				2,520			
	障害者（中学生以下）	1,470				—			
	満65歳以上の者（障害者を除く。）	2,930				—			
6か月券	一般（高校生以上）	9,940				8,550			
	中学生以下、障害者（高校生以上）	4,970				4,280			
	障害者（中学生以下）	2,490				—			
	満65歳以上の者（障害者を除く。）	4,970				—			
団体利用（10人以上）	1回券	一般（高校生以上）		440	370				
		中学生以下、障害者（高校生以上）		220	170				
		障害者（中学生以下）		110	—				
レジャープール	個人利用	1回券		一般（高校生以上）	740	740			
				中学生以下、障害者（高校生以上）	370	370			
				障害者（中学生以下）	190	—			
		11回券		一般（高校生以上）	7,400	7,400			
				中学生以下、障害者（高校生以上）	3,700	3,700			
				障害者（中学生以下）	1,850	—			
	団体利用（10人以上）	1回券	一般（高校生以上）	680	680				
			小・中学生、障害者（高校生以上）	320	320				
			障害者（小・中学生）	160	—				
			未就学児童	160	160				
			障害者（未就学児童）	80	—				
			未就学児童（障害者）	80	—				
1回券	一般（高校生以上）	920	840						
	中学生以下、障害者（高校生以上）	460	420						
	障害者（中学生以下）	230	—						
	満65歳以上の者（障害者を除く。）	920	—						

施設名	区分	券種等	令和3年（2021年）4月1日からの新料金		3/31までの料金	
アクアパーク	アイススケートリンク	個人利用	11回券	一般（高校生以上）	9,200	8,400
				中学生以下、障害者（高校生以上）	4,600	4,200
				障害者（中学生以下）	2,300	—
				満65歳以上の者（障害者を除く。）	9,200	—
		シーズン券	一般（高校生以上）	22,950	20,950	
			中学生以下、障害者（高校生以上）	11,480	10,480	
			障害者（中学生以下）	5,740	—	
			満65歳以上の者（障害者を除く。）	11,480	—	
	団体利用（10人以上）	1回券	一般（高校生以上）	860	780	
			中学生以下、障害者（高校生以上）	430	370	
			障害者（中学生以下）	220	—	
	浴室	個人利用	1回券	一般（高校生以上）	530	530
				障害者（高校生以上満60歳未満）	270	—
				中学生以下	320	320
				障害者（中学生以下）	160	—
				満60歳以上の者（障害者を除く。）	370	370
				障害者（満60歳以上）	190	—
		11回券	一般（高校生以上）	5,300	5,300	
障害者（高校生以上満60歳未満）			2,700	—		
中学生以下			3,200	3,200		
障害者（中学生以下）			1,600	—		
11回券	満60歳以上の者（障害者を除く。）	3,700	3,700			
	障害者（満60歳以上）	1,900	—			
	スポーツハウス	個人利用	1回券	一般	320	320
				中学生以下、障害者（高校生以上）	160	160
				障害者（中学生以下）	80	—
		3か月券	一般	3,850	3,850	
中学生以下、障害者（高校生以上）、満65歳以上の者			1,930	1,930		
障害者（中学生以下）			970	—		
6か月券		一般	6,420	6,420		
		中学生以下、障害者（高校生以上）、満65歳以上の者	3,210	3,210		
		障害者（中学生以下）	1,610	—		
陸上競技場	小・中学生が30人以上で利用する場合		1団体 1回当たり	2,800	2,240	

- 備考1：荒浜運動場、佐藤池サッカーコート、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、西山総合グラウンド、西山野球場、総合体育館、西山総合体育館、武道館、陸上競技場
- 1 専用利用がない場合に、個人利用ができる。
 - 2 「A利用」とは、トレーニング室以外の施設の利用とし、「B利用」とは、トレーニング室を含めた施設の利用とする。
 - 3 小学生以下は、トレーニング室を利用できない。
 - 4 11回券、3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市都市公園条例（昭和34年条例第4号）に定めるスポーツハウスの球技場利用における11回券、3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
 - 5 未就学児は、成人の付添者を必要とし、無料とする。
 - 6 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
 - 7 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。

備考2：アクアパーク

- 1 団体とは、10人以上をいう。
- 2 未就学児童の利用については、保護者が同伴するものとし、保護者1人につき、当該未就学児童2人を無料とする。ただし、団体で利用する場合を除く。
- 3 保育所又は幼稚園がレジャープールを利用する場合の引率者は、無料とする。
- 4 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 5 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。
- 6 50メートルプールの3か月券又は6か月券で、新潟県柏崎市都市公園条例（昭和34年条例第4号）に定めるスポーツハウスのプールを利用できる。

備考3：白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、スポーツハウス、海岸公園運動広場

- 1 学校等の団体とは、学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体をいう。
- 2 未就学児は、無料とする。
- 3 球技場利用における11回券、3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例（平成2年条例第19号）に定める11回券、3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 4 プール利用については、新潟県立柏崎アクアパーク管理条例（平成5年条例第7号）に定める3か月券又は6か月券で利用できる。
- 5 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 6 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。